

平成30年度 第1回 四国地方整備局
コンプライアンス・アドバイザー委員会
資 料

平成30年7月

(資料1)

平成29年度四国地方整備局コンプライアンス取組状況(報告書案) P1

平成29年度四国地方整備局コンプライアンス取組状況(報告書案)

はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における四国地方整備局の土木工事発注に関し入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為が認められるとして、同法に基づく改善措置要求が行われ、これを受け国土交通省においては「当面の再発防止対策について」が取りまとめられた。

このことを踏まえ、四国地方整備局では局長を本部長とする「コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化（以下「コンプライアンス等の強化」という。）を図るため、外部有識者で構成する「コンプライアンス・アドバイザー委員会」の意見を踏まえ、年度ごとの「コンプライアンス推進計画」を策定し、継続的に取り組むこととした。

本報告書は、中長期的な再発防止対策としての取組を継続しつつ、より広範囲なコンプライアンスに関する複数年にわたる計画として策定した「四国地方整備局コンプライアンス推進計画（平成28年度～平成30年度）」（以下「推進計画」という。）に基づく、平成29年度における取組状況と取組に対する評価について報告するものである。

以下、推進計画の項目に沿って記載する。

推進計画に基づく取組状況及び取組に対する評価

I コンプライアンスの推進

1 コンプライアンス推進体制

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) コンプライアンス推進本部等</p> <p>本部長（局長）の招集による定例会議（推進本部会議）を、4月を除く毎月1回開催し、推進計画に基づく毎月の取組の実施状況を確認、検証するほか、以下のような議案について審議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会資料について（H29.6） ・平成28年度四国地方整備局コンプライアンス報告書について（H29.7） ・推進計画に基づく取組等の関係方面への周知（協力依頼）について（H29.8） ・「コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケート」の実施及び結果について（H29.12、H30.2） <p>(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会</p> <p>平成29年度は、委員会を平成29年6月15日に開催し、委員長及び4名の委員出席のもと「平成28年度の取組状況及び取組に対する評価」「中部地整事案の再発防止策の四国での取組」について審議いただいた。平成29年7月18日、議事概要について記者発表するとともに、四国地方整備局ホームページにおいて関係資料とともに公表した。</p> <p>また、委員会と担当者で現実的な議論が出来る場として、平成30年2月21日に意見交換会を実施し、委員長及び3名の委員出席のもと、職員アンケートの結果等について意見を伺った。</p> <p>(3) 事務所等の体制</p> <p>各事務所及び管理所においては、コンプライアンス推進責任者（事務所長及び管理所長）及び推進責任者を補佐する「事務所（管理所）コンプライアンス推進室」を中心に、コンプライアンス等の強化のための取組が積極的に行われており、事務所等独自の取組（以下の各取組項目の中で記載）もそれぞれ工夫しながら行われている。</p>	<p>コンプライアンス推進体制については、推進本部主導による整備局全体の取組が円滑に行われるとともに、事務所推進室による自律的取組も積極的に行われており、組織としてのコンプライアンス等の強化が十分図られている。</p> <p>また、アドバイザー委員会及び意見交換会を開催し、第三者の意見を取組等の強化に反映させる体制が十分とられている。</p>

2 幹部職員のコンプライアンスの徹底

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) 幹部職員は、就任の都度、コンプライアンス宣誓を提出 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに異動のあった幹部職員100名（本局59名、事務所41名）全員から、自筆による「コンプライアンス宣誓」の提出を受けた。</p> <p>(2) 幹部職員は、人事評価（業績評価）において、コンプライアンス徹底についての自己の研鑽及び所属職員への指導を目標に掲げ実行 対象職員は、業績目標にコンプライアンスの徹底に関する目標を設定し実行している。 幹部職員が率先して取り組んだ具体例は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各所属の幹部会等を通じて、不祥事の報道や人事院の資料等様々な題材をもとに、コンプライアンスの徹底について職員への周知・指導を行っている。 各課・出張所等でのコンプライアンス・ミーティング（以下「ミーティング」という。）に所長、副所長が参加し、議論の活性化等を図っている。 幹部職員の方から各課等へ顔を出し声がけしたり、決裁等の機会に話を聞いたりするなど、積極的にコミュニケーションを図っている。 	<p>高知県内における入札談合事案（以下「高知談合事案」という。）を風化させないためには、マンネリ化防止の工夫をしながら（あるいはたとえマンネリ化となったとしても）継続して取り組み職員の意識の向上・維持を図ることが必要と考えているなど、幹部職員の意識は高く保たれ、率先した取組が行われている。</p> <p>引き続き幹部職員がリーダーシップを発揮して、コンプライアンス意識の高い組織風土を構築していくことが重要である。</p>

3 職員の意識改革

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) コンプライアンスに関する講習会等の基本的方向</p> <p>1) 違法性やペナルティについての認識の徹底 <不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基に> ミーティングや講習会の題材として、平成28年度に発生した中部地整職員による不正事案（以下「中部地整不正事案」という。）の詳細な経緯について取り上げたほか、各事務所等においても、不祥事関係の新聞報道等について適宜周知するなど、具体的で幅広い事例を基に意識啓発の取組が行われている。</p> <p><関係法令違反の違法性や懲戒処分等のペナルティについての認識が高まるような内容を> 講習会において「中部地整不正事案から学ぶコンプライアンス」という資料を用いて、職員の不正行為が関係法令等にどのように違反しているか、個々の行為に対してどのようなペナルティが課されるか等について考察し、特に、不正行為は必ず発覚することと、罪が軽いうちに引き返す勇気が必要だということを認識させる内容とした。また各事務所等においても、新聞報道や本局からの不祥事関係情報を周知する際に、違法性やペナルティについての注意喚起が行われている。</p> <p><特に入札談合等関与行為に対する違法性やペナルティについて十分に認識させる> 講習会において「全職員に年1回は周知すべき事項」という資料により、高知談合事案を含む過去の事例を基に、入札談合等関与行為に対する違法性と3つのペナルティ（懲戒処分、刑事罰、損害賠償請求）について説明を行った。また中部地整不正事案を例に、官製談合防止法第8条違反を問われると懲戒免職や刑事罰は免れないということを認識させるよう努めた。 高知談合事案を知らない新規採用職員、期間業務職員に対しては、研修や採用時講習で伝えており、各事務所等でも、高知談合事案の教訓を風化させないことが重要との認識を持って積極的に取り組んでいる。</p>	<p>職員のコンプライアンス意識の啓発については、講習会やミーティングで、中部地整不正事案を教訓として、職員一人ひとりに法令違反の違法性と結果の重大性や組織の一員として不正防止を図ることの重要性を認識させるほか、各事務所等でも、職員による不適切な行為や他機関の不祥事に関する報道等について注意喚起や指導を行うなど、具体的で幅広い事例を基に、職員のコンプライアンス意識が高まるような取組が適時に行われている。</p>

2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用

<職員同士が質問・意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を積極的に採用>

整備局で実施する研修は、課題について班別討議、発表、質疑応答を行う方式により実施している。

グループ討議方式で行うミーティングでは、統一テーマや事務所等の独自テーマを設定するに当たって、なるべく身近な事例を取り入れるとともに、職員自身や職場のことを振り返って考え、意見や質問を出してもらおうように努めており、出された質問等に対しては、類似事例等や手続き上の実務例を示すなど、できるだけ具体的な説明を行うよう工夫している。

3) コンプライアンス講習会等への参加状況を職員ごとに記録

適正業務管理官等や各事務所等のコンプライアンス指導者（以下「指導者」という。）が、コンプライアンスに関する研修や講習会（DVDの視聴のみの場合を含む）の受講状況、及びミーティングへの参加状況を記録・保存している。

ミーティングへの参加状況は、各指導者から毎月報告するようにしており、統一テーマに係るものは100%の参加率となっている。講習会等の受講状況についても適宜確認を行い、未受講者のフォローアップと併せて徹底を図った結果、受講可能な者は全員受講済みとなっている。

4) 研修講師等の拡充、能力の向上

講習会での講師を勤める指導者の能力向上のため、外部講師による指導者講習会やブロックワーキングでの勉強会を実施した。また、国土交通大学校主催の指導者養成研修に幹部職員1名を派遣した。

各指導者等は、適正業務管理官等による講習会の未受講者に対するフォローアップ講習会で講師を務めるほか、事務所等独自の講習会も工夫しながら実施し自己の研鑽に努めている。

なお、適正業務管理官が作成した講習会資料は、講義ノート付のものを各指導者へ送付し目線を合わせるようにした。

(2) 上記を踏まえたコンプライアンスに関する講習会等の取組の体系

1) コンプライアンス・ミーティング

ミーティングの実施方法については、アドバイザー委員会での助言や職員アンケートでの改善意見を受けて、2ヶ月完結方式（偶数月に本局で作成した統一テーマに基づいてミーティングを行い、翌月その中で得られた意見や疑問点を共有し確認等を行う）から、3ヶ月完結方式（2ヶ月目は意見等の集約と質問に対する回答を作成するとともに必要に応じて各事務所等の独自テーマによるミーティングも実施する期間とし、3ヶ月目に意見や質問への回答を共有・確認する）への変更を平成29年8月から試行した。

各所属での独自のミーティングについては、一部の部署において、職員が日頃疑問に思っていることや、指導者あてに提供している事例集、研修や講習会資料、新聞記事等から身近なテーマを選定するなどの工夫を行い、積極的に取り組まれている。

ミーティングは参加率が100%となるよう努めており、複数回の実施や他課のミーティングへの参加等の工夫により、平成29年度全体の参加率（統一テーマに係るもの）は100%となっている。

また、ミーティングは基本的に各課等单位で実施しているが、推進責任者や指導者が参加し議論の活性化を図ったり、組み合わせを変えながらの二課合同実施、役職階層別の実施など、マンネリ化防止の工夫が各事務所において行われている。

平成29年度のミーティングの実施状況（テーマ、概要、参加率）は、別表1のとおり。

研修やミーティングでは多くの意見や質問が出てきているが、職員アンケートの自由意見をみると、テーマによっては「役職上位者や発注事務担当者のみの問題であり自分には関係ない」と捉えている職員も見受けられるため、テーマの設定等を工夫するとともに、どのような問題でも他人ごととして捉えず組織の一員として不正防止に取り組む姿勢を身に付けるよう啓発していく必要がある。

昨年度は一部に記録が不十分で参加状況を正確に把握できない部署もあったが、今年度は徹底・改善されている。

事務所等における講習会の講師を、各指導者が着実に務めている。今後とも能力向上に取り組み、指導者講習会や国交大研修の受講成果をフィードバックする等、さらに充実していくことが望まれる。

平成29年12月に実施した職員アンケートで、職員の意識啓発に関する各取組について効果の有無や改善点を聞いたところ、ミーティングについては、98.5%の職員が「意識や理解度、コミュニケーションの向上等の効果があった」と回答している。

実施頻度については、3ヶ月完結方式に対して86%の職員が「現状のままでよい」と回答している。

引き続き重点的に取り組むが、より効果を高めるためには、職員が自分の身近な問題として積極的に議論に参加するよう、職務内容や階層別に応じた様々なテーマ設定と実施について検討することが必要である。

2) コンプライアンス講習会

講習会は、全職員が年度中に1回は受講できるよう、①指導者を対象とした指導者養成講習（講師：外部講師）、②管理職等を対象とした講習会（講師：適正業務管理官等）、③係長、係員等を対象とした講習会（講師：各指導者）を実施している。また、新規に採用された期間業務職員を対象とした採用時講習（講師：適正業務管理官等及び各指導者）も実施している。

なお、②の受講は管理職等以外の者も受講可能であり、基本的に③は②の未受講者へのフォローアップとして実施する 경우가多いが、それ以外にも各事務所等独自のテーマにより講習会を実施するなど、自律的な取組が積極的に行われている。

平成29年度の実施状況（テーマ、講師、受講者数）は、別表2のとおり。

3) コンプライアンス研修

四国地方整備局が実施する研修のうち、新規採用職員研修及び昇任時研修（初任係長、管理職Ⅰ（課長、出張所長等）、管理職Ⅱ（副所長））において、コンプライアンスに関する講義（講師：適正業務管理官、総務課長補佐）を実施したほか、国家公務員の服務・倫理、ハラスメント防止等に関する講義（講師：人事課）や、入札談合等関与行為の防止等に関する講義（講師：公正取引委員会）などが行われている。また、コンプライアンスに関する講義内容のある国土交通大学校や人事院等の他機関主催の研修にも職員を派遣し、受講機会の確保に努めている。

整備局実施のコンプライアンス研修の実施状況（テーマ、受講者数）は、別表3のとおり。

4) ブロックワーキング

徳島、香川、愛媛、高知の4ブロックごとに指導者が集まり、各事務所等の取組について情報共有したり、講習会やミーティングの独自テーマを考えたりする勉強会を行っている。

なお、第1回のブロックワーキングには、本局から企画調査官、適正業務管理官等が参加し、本局事務所間でのコンプライアンスの取組に関する意見交換の場としている。

特徴のある取組として、徳島地区（第2回）では「市場化テスト法等についての勉強会」が行われている。

各ブロックの実施状況（実施回数、議題、参加者）は、別表4のとおり。

5) イン트라ネットを活用した自主学習支援

本局イン트라ネットに「コンプライアンス関係自主学習コーナー」として、各種講習会資料やQ&Aを、また「コンプライアンス関係資料」として、過去のミーティング資料・意見等や、不祥事案関係の資料等を掲載し、職員の自主学習支援を図っている。

平成29年度は、「自主学習コーナー」に指導者講習会や適正業務管理官による講習会資料、セルフチェックシートの解説及び集計結果を、また「コンプライアンス関係資料」として、ミーティングテーマ及び主な意見、事業者等への協力依頼文書（平成29年度発分）、職員アンケート結果を追加掲載し、適正業務管理官からの「コンプライアンス通信」メールで全職員に周知した。

「自主学習コーナー」へのアクセス数は、別表5のとおりとなっている。

職員アンケートの実施時点において、83%の職員が何らかの講習会を受講しており、その内の91%が「認識の統一、知識の向上等の効果があった」と回答している。

今後とも、近年の不祥事案等を基に、討議や演習も取り入れるなど、職員の理解が深まるような内容や実施方法の工夫を行っていくことが求められる。

左記に示した各種講義について、研修員のアンケート結果をみると、講義の理解度（よくできた、概ねできた）は79～100%、参考度（非常になった、なった）は78～100%となっており、意識や知識の向上等の効果があったといえる。

ブロックワーキングは、事務所等の自律的な取組の促進や指導者としての資質向上を図るための勉強会として実施している。このうち「事務所等の自律的な取組の促進」は各事務所単位で図られており、それぞれで工夫された独自の取組は他の事務所等でも参考となるものである。

今後とも、建設と港湾、事務と技術の幹部職員が一堂に会すせっかくの機会なので、各ブロックの課題について幅広く意見交換できるような場としての活用が望まれる。

職員アンケートの結果を見ると、イントラの自主学習コーナーや関係情報を「活用したことがあり効果があった」と回答した割合は53%に止まる一方、「あることを知らない」7%、「知っているがほとんど見たことがない」32%と、活用そのものが十分にされていない状況であり、今後、周知の仕方を工夫し活用につなげることが求められる。

(3) その他の意識啓発のための取組

1) 局長からの呼びかけ

平成29年7月の就任時の職員への挨拶（事務所へは共聴配信）や、職員向け広報誌（8月号）において、「コンプライアンスの確立に努め国民に信頼される組織を心がけること」「ルールを守った上で積極的に地域とのコミュニケーションを図ること」「悩みを個人で抱え込むことなく上司や仲間に相談できる職場環境づくりに配慮すること」等と呼びかけた。

2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスメッセージの表示

40種類の画面を日々ランダムに変更して表示している。平成29年度は画面の更新を実施しなかったが、全職員に周知すべき事項（コンプライアンス関係に限らない）を特定の期間続けて表示するという活用方法を取り入れた（「職員へのストレスチェック受検の呼びかけ」を一定期間（10/2～16）表示）。

3) 各職員がコンプライアンスの行動をチェック

本局で作成した6種類（服務、倫理、発注者綱紀保持、情報管理、コミュニケーション、職場のルール・マナー）の行動チェックシートにより隔月で実施した。記名のうえ各所属長を通じて指導者まで提出しているが、職員アンケートでの意見を受けて、2月に実施した行動チェックでは「無記名で提出しない」方法を試行してみた。

4) コンプライアンス・ハンドブックの作成

平成29年度は推進計画の更新がないこともありハンドブックの更新は行わなかったが、昨年度作成した【第3版】及び事例集を新規採用職員や転入者に配付した。

組織のトップが理念や方針を明確に示すことが重要であり、これらのメッセージにより組織が丸となってコンプライアンスの推進に取り組むことができている。

職員アンケートによると、56%の職員が「毎日又は定期的に見て効果がある」と感じているが「毎日見ていると効果が薄れる」という職員が35%いるなど、興味を引く見やすいコンテンツの工夫や、変化を付けた表示等も検討が必要である。

職員アンケートによると、「意識の醸成等の効果がある」と回答した割合は93%と、ミーティングに次ぐ高い割合となっているが、「記名で提出するのならフォローアップが必要、個人単位の振り返りだけなら提出は不要では」という意見もかなりあり、検討が必要である。

職員アンケートによると、「日々の行動判断に役立てる等の効果がある」と回答した割合は71%に止まり、その他の職員は「配られるだけでほとんど見ることはない」と回答している。まずはミーティング等で活用し見る機会を増やすことが必要である。

4 発注者綱紀保持の徹底

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底</p> <p>発注者綱紀保持規程（以下「規程」という。）第5条及び発注者綱紀保持マニュアル（以下「マニュアル」という。）第5条関係に規定するルール（公平かつ適正に接すること、原則としてオープンな場所で複数により対応すること）について、ミーティングのテーマや講習会の内容に取り入れ啓発するとともに、幹部会や課内会議などの機会を通じて職員に確認・徹底している。</p> <p>また、整備局ホームページへの掲載、玄関や執務室入り口へのポスター・チラシ等の掲示、事業者団体や退職者への協力依頼文書の発送や、事業者団体との意見交換の機会を捉えて依頼するなど、事業者等に対しても周知徹底を図っている。</p> <p>なお、事務所等においては、総務課に総合受付を設置したり、各課等の受付窓口や応接スペース等の点検、整備、改善等を行うなど、ハード面、手続き面での対応にも工夫がされている。</p>	<p>ルール遵守に向けた職員及び事業者等への啓発・周知や、ハード面での対策は徹底されているが、職員アンケートによると「ルールを守らない事業者や職員がいる」という回答が18%もあり、効果としては不十分であることが分かった。</p> <p>今後は、ルール違反の実態がある場合の把握と再発防止について実効性のある対策を進める必要がある。</p>

(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

規程第12条及びマニュアル第12条関係に規定する、事業者等からの不当な働きかけと思料する行為への対応及び当該事実の局長への報告義務についても、ミーティングや講習会の内容として取り入れ啓発するとともに、幹部会や課内会議等の機会を通じて職員に徹底している。

また、職員間における情報漏洩要求行為などの不当な働きかけについては規程第6条の規定により報告する必要があることを講習会の内容に取り入れ周知した。

平成29年度は、不当な働きかけに当たるかどうかの疑義案件も含め報告はなされていない。

事業者等からの不当な働きかけに対する対応や報告義務についても、いろいろな機会に職員への啓発が行われているが、職員アンケートによると（時期は不明だが）「不当な働きかけを受けたが断った、判断に迷うようなことがあった」という回答が4%（66名）あり、報告の徹底という点では効果が不十分であることが分かった。

今後は、不当な働きかけに当たるかどうかの疑義案件も含め相談・報告が上がってくるよう、更なる徹底が必要である。

5 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>コンプライアンス相談・報告窓口については、ミーティング資料の末尾へ必ず記載して周知しており、平成30年2月からは「相談・報告者は必ず保護されるので安心して相談等するよう」呼びかける表現を追加した。また、研修や講習会においても積極的に周知している。</p> <p>事務所等においても、指導者である副所長室の入口に相談・報告窓口である旨の表示を行うとともに、日頃からいろいろな機会を通じて早めの相談について指導している。</p> <p>また、風通しのよい組織・職場づくりについても、幹部会等において管理職員への指導を行うとともに、幹部職員の方から積極的に所属職員への声かけを行うよう心がけており、毎週3時間「何でも相談できる所長室」を設けたり、事務所長が期間業務職員から率直な意見を聴く懇談会を設けたりするなど、職員間のコミュニケーションの醸成を図る工夫も行われている。</p>	<p>コンプライアンス相談・報告窓口についての職員への周知は十分行われているが、相談・報告に対する職員の意識については、職員アンケートの結果、65%の職員が「相談・報告しやすい環境である」と回答したものの、33%の職員は「相談・報告者の保護の確保に心配がある」「面倒臭さや後ろめたさがある」と回答するなど、実際に相談・報告することには何らかの抵抗を感じていることが分かった。</p> <p>風通しの良い組織・職場づくりについては、幹部職員が率先して取り組んでいる状況がうかがえ、職員アンケートでも93%の職員が「風通しが良く相談しやすいと感じる」と答えている。</p> <p>今後は「風通しが悪いと感じる場合がある」という7%の職員の悩みや不満を解消するとともに、相談・報告に対する職員の抵抗感を払拭していくことが必要である。</p>

II 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>1 不正が発生しにくい制度への見直し</p> <p>事務所等が発注する全ての工種の工事について、予定価格の作成を入札書の提出後に行うとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させている。また、技術審査・評価業務を、徳島、香川（池田地区含む）、松山、高知、中村の各ブロックの品確センターに集約し、積算業務との分離体制を確保するとともに、技術提案書における業者名のマスキングを徹底するなど、情報漏洩の防止対策を図っている。</p> <p>なお、中部地整不正事案を受けて、平成29年度より本局においても積算業務と技術審査評価業務との分離体制を確保した。</p> <p>港湾空港関係においても、事務所の組織内部で技術審査と積算業務の分離体制を確立し、マスキングの徹底と合わせて情報管理の徹底を図っている。</p> <p>2 情報管理の徹底</p> <p>規程第3条の2、第3条の3及び第4条並びにマニュアルの同条関係の規定に基づき、発注事務に関する情報管理の責任体制（情報管理総括責任者による情報管理責任者、業務上取り扱う者の指定等）を確立し、文書の施錠箇所での保管、データのアクセス制限やパスワード設定、入契委員会資料の回収・廃棄の徹底等、秘密情報の管理が適切に行われており、情報管理責任者による点検を定期的に行っている。</p> <p>また、情報管理ルールの徹底について、講習会やミーティング、所課長会議等の場で注意喚起、意識啓発を行っている。</p>	<p>見直し後の入札契約手続きについては、しっかりと定着し円滑な運用が行われている。また、本局でも積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保したことから、中部地整不正事案のような本局発注工事における情報漏洩の発生リスクが軽減された。</p> <p>引き続き、職員が巻き込まれないよう、不正が発生しにくい制度を維持する必要がある。</p> <p>入札談合等の不正事案の多くでは秘密情報の漏えいが問題となっており、発注事務に関する情報管理の徹底は最も重要な取組と言える。今後とも職員にその重要性和責任を認識させ、定期的な確認を徹底する必要がある。</p>

III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告</p> <p>推進計画に基づく取組の実施状況は、毎月、各部・事務所等からの報告を受け、推進本部の定例会議において報告している。</p> <p>また、各事務所・管理所の推進責任者が年1回は定例会議に参画し、各事務所等の独自の取組状況、入札契約（工事・コンサル）の発注状況及び分析、課題・問題点等について報告を行っている。なお、報告は平成27年度よりTV会議により行われ、他の事務所等は視聴により参加可能となっており、事務の合理化・効率化を図っている。</p> <p>推進本部では、上記の報告内容について検証を行い、以下のような評価や指導、改善等に向けた意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所長が執務室へ出向いて情報共有を心がけている点、コンプライアンスを意識しすぎることなく事業者等とのコミュニケーションを図るよう指導している点について、引き続き取組をお願いしたい。 ・コンプライアンスに関する情報共有は、将来につながるサインが含まれているかもしれない。それに気付くことのできる環境作りをしていただきたい。 ・コンプライアンスの取組は継続することが大事。その意味で、外来者への高知事案の周知や所課長会議でのコンプライアンス5箇条の読み上げなどの取組は評価できる。 ・一者応札の割合が高い点に関して、線引きを徹底しつつ業者と積極的に接触し丁寧なヒアリングを行っていただきたい。 ・「工事関係の業界に対して門戸を閉ざさないよう話を聴く、所長室にも声をかけてもらう」という取組については、コンサルに対しても同様をお願いしたい。 	<p>推進本部による取組状況のモニタリングについては、毎月の定例会議における推進責任者からの報告、及び各部・事務所等からの月例報告を取りまとめたものにより、局長を始めとする推進本部員が把握し、検証及び改善に向けた指導等が行われている。また各事務所もTV会議を視聴していることから、推進本部による指導等が効率的に共有されている。</p>

- ・地域の業者が発注予定を把握していないとあるが、当然見ているだろうではなく見てもらうような工夫が必要。

(2) 推進計画に基づく取組の公表

平成28年度の取組状況について本部長評価を行い、アドバイザー委員会の審議を経た「平成28年度四国地方整備局コンプライアンス報告書」を、7月に記者発表するとともに、本局ホームページの「コンプライアンスの取組」コーナーにおいて公表した。

過去の委員会での「評価については具体的なことを示し詳細に記載を」という意見に対応したものとなっている。

2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>(1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証</p> <p>全職員を対象としたコンプライアンス関係法令等セルフチェック(10問)を平成30年2月に実施し、法令等に対する認識、理解度の検証を行った。なお設問の設定に当たっては「引っかけ問題」と言われることがないように簡易で身近に起こり得るような設問(平均点80点以上を想定)とするよう留意した。</p> <p>全体の平均正答率は85.1%と、平成28年度の結果(63.5%)と比べると高い正答率となっているが、設問の難易度を下げたため想定内の結果とも言える。3月には、正答率が高くなかった問題を中心に関係法令等の確認を行い、さらなる理解度の向上を図った。</p> <p>(2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握</p> <p>「コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケート」を平成29年12月に実施し、退職者等を除く全職員の99.7%に当たる1,556名から回答を得た。</p> <p>今回のアンケートは、取組を全体的にメリハリのあるものとするよう、各取組の効果等を個別に検証し、その効率化・合理化を図るための参考とすることを主な目的として実施した。具体的には、職員の意識啓発に関する各取組について、効果の有無及び実施頻度・方法・内容等の改善点を聞くとともに「特に重点的に取り組むべき項目」を三つ選択してもらった。結果は「ミーティング」81%、「講習会」62%、「行動チェック」40%、「PC起動時のメッセージ」29%、「研修」25%、「イントラでの自主学習」23%、「ハンドブック」15%となった。</p> <p>また、中部地整不正事案でも問題とされた「不正を未然に防げなかった職場環境」に鑑み、事業者等との対応ルールの遵守状況、不当な働きかけの有無、相談・報告に対する意識等について調査を行った。結果は、上記Ⅰの4「発注者綱紀保持の徹底」の(1)(2)及び5「円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組」の【取組に対する評価】欄に記載したとおりである。</p>	<p>法令等に関する知識が習得・理解されているかの検証が分かりやすくできている。今後とも法令等を読めばすぐに分かるような設問により実施することが望ましい。</p> <p>各取組の効果及び問題点等をなるべく具体的に把握するとともに取組の優先度に対する意見を聞くことにより、取組全体の効率化・合理化を図りつつ個別の取組の効果をより高めるための方策の検討に資するものと思われる。</p> <p>また、相談・報告があっただけの報告内容や相談・報告に対する職員の意識について、匿名によるアンケートを利用して調査することで、実態の把握により近づくことができた。</p>

3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>事務所ごとの月別平均落札率の推移及び年度別平均落札率(一般土木C等級・港湾土木B等級工事)及び業者別年間受注額・受注割合について、平成25年度以降のデータを本局ホームページで公表し、月ごとのデータを追加更新している。</p> <p>また、推進本部の定例会議において、推進責任者から、事務所ごとの落札率や入札参加業者数等の状況及び分析、不調不落等の課題・問題点及び改善策について報告を行っており、入札談合等の不正行為が行われていないかのチェックを強化している。</p>	<p>事務所ごとの応札状況について常に確認を行い、高知談合事案のような入札談合等の発見の端緒とするとともに、当該データを公表することにより、事業者等への抑止効果が期待される。</p> <p>また、事務所等の抱える課題等を推進本部会議で報告することにより、本局や他の事務所等も含めた対応への議論ができている。</p>

4 内部監査の強化・充実

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>平成29年10月から11月にかけて、10事務所で推進計画の取組状況等について監査を実施した。また、所長、副所長に対して個別ヒアリングを行い、各事務所における入札談合等関与行為の再発防止対策の取組姿勢等について検証を行った。監査結果の概要は、別紙6のとおり。</p>	<p>コンプライアンスの取組状況について、継続的に実地で把握するとともに、ヒアリングにより幹部職員の意識や取組状況の確認を行い、意識の保持向上が図られている。</p>

IV 取組等の周知

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>① 本局ホームページの「コンプライアンスの取組」コーナーには、推進計画や発注者綱紀保持規程・マニュアル等とともに「事業者のみなさまへ」として取組への協力依頼を掲載している。また「入札・契約情報」コーナーでも「有資格事業者のみなさまへ」として周知・協力依頼を行っている。なお、以下のような取組の際にも、ホームページに掲載している旨紹介している。</p> <p>② 一般競争参加資格認定通知書に、発注者綱紀保持の取組に対する理解・協力を求めるチラシを同封している。</p> <p>③ 事業者団体との意見交換会等の場で、幹部職員から発注者綱紀保持を含むコンプライアンスの取組について協力依頼を行っている。具体例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業協会幡多支部との意見交換会において、推進計画について説明、意見交換を行った。 ・ 工事等安全協議会において、発注者綱紀保持のチラシを配付し、コンプライアンスの取組について理解を求めた。 ・ O B会において、事務所職員のコンプライアンスへの取組に理解を求めた。 <p>④ 平成29年8月、以下のとおり関係各方面に対して文書による周知を行い、取組への理解と協力を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業者団体（54団体）の長に対し、推進計画や発注者綱紀保持の取組について会員各社へ周知されるよう、協力依頼を行った。今回は特に中部地整不正事案を紹介し、改めて公平公正な発注事務に対する理解と協力を求めた。 ・ 発注者支援業務等の受注業者（26社）に対し、倫理規程や発注者綱紀保持に対する理解を求めるとともに、平成27年度に発生した支援業務受託企業からの情報漏えい事件を紹介し、特に守秘義務の遵守等コンプライアンスの徹底について依頼を行った。 ・ 整備局を退職し平成29年度に新たに事業者となった元職員（16名）に対し、中部地整不正事案を紹介し、倫理規程や発注者綱紀保持規程上のルールへの理解と協力を求めた。 ・ 四国管内の各地方公共団体（4県及び95市町村）に対し、国家公務員倫理規程の遵守についての理解と協力を求めた。今回は特に、国家公務員が倫理規程違反により懲戒処分された事例と、国家公務員倫理審査会事務局より各地方公共団体に申し出された文書を紹介した。 	<p>四国地整のコンプライアンスの取組に対する理解・協力を求める関係各方面への周知等が、様々な機会、方法により積極的に行われている。特に文書による依頼では、中部地整不正事案等の具体的事例を紹介するなど、相手に応じて趣旨がよく伝わるような工夫が行われている。</p> <p>ただ、職員アンケートでは「事業者との対応ルールが守られていない」「不当な働きかけがあった」等の回答があったことから、発注者綱紀保持等の取組の趣旨を理解できていない事業者等も未だいることが分かったため、引き続き取組を強化（特に対O B）する必要がある。</p>

V 推進計画の定期的検証及び見直し

【取組状況】	【取組に対する評価】
<p>上記 I～IVの取組状況に対して行った推進本部による検証及び自己評価、並びに平成30年7月のアドバイザー委員会における提言を踏まえ、推進計画の必要な見直しを検討するものとする。</p>	<p>（アドバイザー委員会の結果を受け記載）</p>

過去のアドバイザー委員会での意見や職員アンケートによる職員の意識、取組状況の検証結果から、平成30年度の取組及び次期3箇年計画策定に向けては、現取組をしっかりと継続するとともに、以下のような視点からの更なる工夫等を検討していく必要がある。

- 1 高知談合事案のような不正に巻き込まれる職員を一人も出させないための実効的な取組
 - (1) 職員の意識啓発
 - ① 全職員がコンプライアンスを当然のこととして身に付け、問題意識を持って行動できるようになること
 - ② 全職員が萎縮することなく積極的に地域や事業者とコミュニケーションを図ることができるようになること
 - ③ 全職員が悩みや問題を一人で抱え込まず、誰でもいいので相談していけるようになること
 - ④ 全職員がコンプライアンスの問題を他人事とせず、不正の発生を未然に防止するため自発的に行動できるようになること
 - (2) 組織としての取組
 - ① 不正が発生しにくい入札契約制度等の維持と情報管理の徹底
 - ② 職員等への細かな目配りを行い、問題の早期把握と解決を図ること
 - ③ 相談・報告への不安感、抵抗感を払拭すること
 - ④ 事業者やOBへの理解・協力依頼を更に徹底すること
- 2 職員の負担感を軽減するための、取組の効率化・合理化・重点化等に向けた工夫

- 別表 1** 平成29年度 コンプライアンスミーティング 実施状況
- 別表 2** 平成29年度 コンプライアンス講習会 実施状況
- 別表 3** 平成29年度 コンプライアンス研修 実施状況
- 別表 4** 平成29年度 ブロックワーキング 実施状況
- 別表 5** H29 自主学習コーナーアクセス数
- 別紙 6** 平成29年度 一般監査結果の概要（コンプライアンス関係）

平成 29 年度 コンプライアンス・ミーティング実施状況

実施月	ミーティング・テーマ	ミーティングの概要	参加率
4月	事業者の対応について	国民から疑惑の目をむけられがちな O B との対応について意見交換を行った。	100%
5月		4月のミーティングで出された意見を基に意見交換と情報共有を行った。	100%
6月	中部地整不正事案について	中部地整の事務所課長と副所長が収賄等の容疑で逮捕された 2 事案について、再発防止検討委員会が出した報告を基に意見交換を行った。	100%
7月		6月のミーティングで出された意見を基に意見交換と情報共有を行った。	100%
8月	個人情報扱うにあたって	「個人情報保護法」が改正、施行されたのを機に、行政機関における取扱いについて確認、意見交換を行った。	140%
9月		事務所等独自のテーマで任意に実施した。	
10月		8月のミーティングで出された意見等を基に意見交換と情報共有を行った。	100%
11月	こんな時どうする？ ～利害関係にある現場技術員 A さんとの付き合い～	現場技術員は利害関係者になり得るという観点から、日頃の付き合いにおける注意点について意見交換を行った。	136%
12月		事務所等独自のテーマで任意に実施した。	
1月		11月のミーティングで出された意見等及び質問に対する説明を基に意見交換と情報共有を行った。	100%
2月	コンプライアンス・セルフチェック	セルフチェックを実施し、コンプライアンスについての理解度を確認した。	100%
3月		2月に実施したセルフチェックの中で、正答率の低かった問題を中心に再確認を行った。	100%
計		12回	

平成29年度 コンプライアンス講習会実施状況

実施日	実施部署	講義テーマ	講師	受講者数
4月12日	那賀川河川事務所	「コンプライアンス」関係	コンプライアンス指導者	42
4月19日	高松港湾空港事務所	「交通安全」関係	高松北警察署	30
4月24日	本局	「コンプライアンス」関係	国交大 三浦文敬教授	91
5月25日	小松島港湾・空港整備事務所	「事業者との応接方法」「国家公務員の倫理保持のためのルール」関係	コンプライアンス指導者	15
6月9日	高松港湾空港技術調査事務所	「国家公務員の服務」関係	人事企画官	10
6月26日	徳島河川国道事務所	「違法性とペナルティー」関係	コンプライアンス指導者	10
6月29日	吉野川ダム統合管理事務所	「国家公務員の服務」関係	コンプライアンス指導者	1
7月10日 12日	大洲河川国道事務所	「事例で学ぶ倫理法・倫理規程Vol7~11(DVD)」上映	コンプライアンス指導者	60
7月26日	松山河川国道事務所	「倫理法・倫理規程のあらまし」「セルフチェック」関係	コンプライアンス指導者	3
8月7日 8日	高松港湾空港技術調査事務所	「官製談合(DVD)」上映	コンプライアンス指導者	14
9月12日 14日	山鳥坂ダム工事事務所	「コンプライアンス」「倫理規程質疑応答集」「車両管理業務の適正な実施についてのガイドライン」「再就職等規制」「暴力団等からの不当要求行為等対策要領について」「コンプライアンスハンドブック」関係	コンプライアンス指導者	33
9月20日	松山港湾・空港整備事務所	「発注者網紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	6
10月3日	那賀川河川事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	28
10月4日	徳島河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	34
10月11日	中村河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	23
10月12日	中筋川総合開発工事事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	21
10月17日	松山河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	29
10月18日	山鳥坂ダム工事事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	27
10月18日	大洲河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	21
10月18日	小松島港湾・空港整備事務所	「個人情報保護法ハンドブック」関係	コンプライアンス指導者	19
10月19日	野村ダム管理所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	9
10月26日	中筋川総合開発工事事務所	「中部地整不正事案等」関係	コンプライアンス指導者	1
10月26日 27日 31日	大洲河川国道事務所(出張所)	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	10
10月27日	香川河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	36
10月27日	四国技術事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	23
11月6日	山鳥坂ダム工事事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	7
11月6日 10日 27日 28日	大洲河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	56
11月16日	高松港湾空港技術調査事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	港政調整官	12
11月17日	中村河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	22

平成29年度 コンプライアンス講習会実施状況

実施日	実施部署	講義テーマ	講師	受講者数
11月20日	小松島港湾・空港整備事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	港政調整官	19
11月21日	大渡ダム管理所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	11
11月22日	高知河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	44
11月22日	土佐国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	30
11月29日	四国山地砂防事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	26
11月29日	吉野川ダム統合管理事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	14
11月29日	大渡ダム管理所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	4
11月30日	吉野川ダム統合管理事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	4
12月2～7日	香川河川国道事務所	「事例で学ぶ倫理法等」「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」DVD上映	コンプライアンス指導者	78
12月5日	松山港湾・空港整備事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	港政調整官	26
12月5～28日	土佐国道事務所	「全職員に年1回は周知すべき事項」関係	コンプライアンス指導者	97
12月6日	高知港湾・空港整備事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	港政調整官	30
12月6～8日	松山河川国道事務所	「倫理関係（DVD）」上映	コンプライアンス指導者	61
12月7日	那賀河川事務所	「公務員倫理」関係	コンプライアンス指導者	17
12月8日	高松港湾・空港整備事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	港政調整官	20
12月14～21日	本局	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	適正業務管理官	354
12月18～24日	徳島河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	131
12月20日	高知港湾・空港整備事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	11
12月20日	小松島港湾・空港整備事務所	「交通安全」関係	小松島警察署	19
12月22日	中村河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	15
1月18日	小松島港湾・空港整備事務所	「収賄での損害賠償請求等」関係	事務所長	19
1月25日	四国山地砂防事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	13
1月31日	本局	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	1
1月31日	松山河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	10
2月6～14日	四国技術事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	2
3月14日	大渡ダム管理所	「懲戒処分」関係	総務係長	11
3月14日	四国技術事務所	「コンプライアンスとコミュニケーション」関係	コンプライアンス指導者	12
3月26日	高知河川国道事務所	「中部地整不正事案に学ぶコンプライアンス」「全職員に年1回は周知すべき事項」「規程に基づく報告の流れ」関係	コンプライアンス指導者	24
計	57回		1,796名	

平成29年度 コンプライアンス講習会（期間業務職員等）実施状況

実施日	実施部署	講義テーマ	講師	受講者数
4月4日	那賀河川事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
4月7日	大洲河川国道事務所	「コンプライアンスハンドブック」関係	コンプライアンス指導者	2
4月13日	徳島河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
4月13日	山鳥坂ダム工事事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
4月14日 21日	四国山地砂防事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
4月14日	高知河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
4月14日 19日	中村河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	4
4月14日	土佐国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	3
4月14日	港湾空港部	「倫理法・倫理規程」関係	コンプライアンス指導者	1
4月28日	松山河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
5月1日	大洲河川国道事務所	「コンプライアンスハンドブック」関係	コンプライアンス指導者	1
5月2日	松山河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
5月9日	本局	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	適正業務管理官	8
5月25日	中村河川国道事務所	「倫理法・倫理規程」関係	コンプライアンス指導者	15
6月1日	大洲河川国道事務所	「コンプライアンスハンドブック」関係	コンプライアンス指導者	1
6月7日	徳島河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
6月13日	香川河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
6月29日	吉野川ダム統合管理事務所	「国家公務員の服務」関係	コンプライアンス指導者	6
6月30日	中村河川国道事務所	「国家公務員倫理教本」関係	コンプライアンス指導者	15
7月3日	大洲河川国道事務所	「コンプライアンスハンドブック」関係	コンプライアンス指導者	1
7月3日	小松島港湾・空港整備事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規定」関係	コンプライアンス指導者	2
7月4日	那賀河川事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
7月6日	香川河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
7月19日	中筋川総合開発工事事務所	「倫理法・倫理規程」関係	コンプライアンス指導者	5
8月14日	徳島河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
8月18日	松山河川国道事務所	「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」関係	コンプライアンス指導者	2
9月1日	大洲河川国道事務所	「コンプライアンスハンドブック」関係	コンプライアンス指導者	1
10月2日 3日	大洲河川国道事務所	「コンプライアンスハンドブック」関係	コンプライアンス指導者	2
10月12日	香川河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
10月17日	高知河川国道事務所	「高知事案（DVD）」上映	コンプライアンス指導者	3
10月26日	中筋川総合開発工事事務所	「中部地整不正事案等」関係	コンプライアンス指導者	4
11月6日	四国山地砂防事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
11月9日	松山河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「倫理法・倫理規程」関係	コンプライアンス指導者	1

平成29年度 コンプライアンス講習会（期間業務職員等）実施状況

実施日	実施部署	講義テーマ	講師	受講者数
11月9日 14日	中筋川総合開発工事事務所	「コンプライアンスの徹底」「倫理法・倫理規程」関係	コンプライアンス指導者	2
12月7日	香川河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	2
1月5日	高松港湾空港技術調査事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
1月18日	松山河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
1月23日	香川河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
2月1日	那賀川河川事務所	「コンプライアンスの徹底」「国家公務員の服務」「倫理法・倫理規程」「発注者綱紀保持規程」関係	コンプライアンス指導者	1
3月26日	松山河川国道事務所	「コンプライアンスの徹底」「倫理法・倫理規程」関係	コンプライアンス指導者	1
計	40回			104名

平成 2 9 年度 コンプライアンス研修実施状況

実施日	研修名	講義テーマ	受講者数
4月4日	新規採用職員研修	「コンプライアンスの徹底」関係 「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス（DVD）」上映	39
5月29日	管理職Ⅱ研修	「中部地整不正事案」関係	19
6月8日	初任係長研修	「職場における身近なコンプライアンス事案」関係	16
11月21日	管理職Ⅰ研修	「JR福知山線の脱線事案」関係	37
計	4回		111名

平成 29 年度 ブロックワーキング実施状況

地 区	日 程		議 題	参加人数
徳島地区	第 1 回	5月9日	○各事務所の昨年度の取組状況と今年度の取組予定 ○今年度の徳島地区ブロックワーキングの実施計画の検討 ○副所長等の立場での事業者等との対応 ○「コンプライアンス指導者講習会」を振り返って	16
	第 2 回	11月22日	○各事務所の取組状況 ○市場化テスト法等についての勉強会	12
香川地区	第 1 回	5月24日	○各事務所の昨年度の取組状況と今年度の取組予定 ○副所長等の立場での事業者等との対応 ○「コンプライアンス指導者講習会」を振り返って	13
	第 2 回	10月25日	○各事務所の取組状況 ○国家公務員倫理週間・年末年始の取組予定 ○研修資料を用いた効率的な注意喚起	12
愛媛地区	第 1 回	6月22日	○各事務所の昨年度の取組状況と今年度の取組予定 ○副所長等の立場での事業者等との対応 ○「コンプライアンス指導者講習会」を振り返って	14
	第 2 回	10月5日	○コンプライアンスミーティングが3ヵ月完結方式へと変更されたことに伴う、各事務所における取組状況 ○コンプライアンスミーティングの取組への創意工夫 ○コンプライアンス講習会の開催状況	12
高知地区	第 1 回	6月6日	○各事務所の昨年度の取組状況と今年度の取組予定 ○副所長等の立場での事業者等との対応 ○「コンプライアンス指導者講習会」を振り返って	18
計	7回			97名

H29 自主学習コーナーアクセス数

	アクセス数	参考（前年同月）
平成29年 4月	102	30
平成29年 5月	83	37
平成29年 6月	101	43
平成29年 7月	57	13
平成29年 8月	70	67
平成29年 9月	102	19
平成29年 10月	78	34
平成29年 11月	125	11
平成29年 12月	262	31
平成30年 1月	101	30
平成30年 2月	171	40
平成30年 3月	124	79
計	1,376	434

平成29年度一般監査結果の概要

※コンプライアンス関係抜粋

平成30年3月
国土交通省 四国地方整備局
主任監査官室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

監査事項:コンプライアンス ～推進計画の取組について～



平成24年10月17日に公正取引委員会により、高知県内の官製談合事案に伴う改善措置要求がなされたが、四国地方整備局においては四国地方整備局コンプライアンス推進本部を立ち上げた上で、コンプライアンス推進計画を策定し、再発防止対策としての取組を継続しているところであり、四国地方整備局に対する国民の信頼回復のため、法令遵守の徹底を図り、綱紀の保持に万全を期していく必要があることから、コンプライアンス推進計画の取組状況等について監査を実施した。

監査結果

- 推進計画、発注者綱紀保持規程等コンプライアンス関係法令等の周知
所課長会議、コンプライアンス・ミーティング、講習会メール等により周知・徹底が図られていた。
- コンプライアンス・ミーティングの実施状況
全員が参加し、また身近な違反事例、職員の疑問点の中から独自のテーマを追加したり、課を横断して実施したり、事務所長、副所長が参加する等工夫をして取り組んでいた。
- コンプライアンス講習会の実施状況
事務所独自の講習会を開催したり、DVDの試聴会を開催している事務所もあり、概ねの事務所で全員が参加していたが、一部の事務所個人毎の参加記録を一部取っていない事務所があった。
- 不正事案の違法性やペナルティなどについての認識の徹底
不正事案の違法性や懲戒処分等のペナルティの重さ、発注者綱紀保持規程上の報告窓口等について、講習会、コンプライアンスミーティング、所課長会議等により周知していたが、重要な項目について部分的だが、周知が十分でなかった事務所があった。

監査意見

- ①各事務所においては、必ずすべてのコンプライアンス講習会等について、全員を出席させるため個人毎の参加状況を記録管理していただきたい。
- ②今後も高知事案を風化させないように、また、新しく職員・期間業務職員となった者へコンプライアンス遵守の重要性を理解していただくためにも、以下の項目については、適正業務管理管の行う講習会、それ以外の事務所独自の講習会、又は所内会議等の場を活用し、少なくとも年1回は周知するよう取り組んでいただきたい。
(コンプライアンス意識の向上)

(1)談合等に関与した場合の厳正な処分等 (発注者綱紀保持規程に係る手続き・義務等)	(2)望まなくとも談合等に巻き込まれる可能性	(3)過去の不祥事の具体的要因等
(4)発注者綱紀保持規程における報告窓口	(5)職員間と外部からの不当な働きかけに係る報告手続との違い	
(6)同報告義務があること	(7)報告義務違反に対してペナルティを課される可能性があること	

各事務所においては、コンプライアンス推進責任者の事務所長及びコンプライアンス指導者の副所長が、職員に対する法令遵守意識の徹底及びコンプライアンスの重要性についての啓発を図る役割を担っていることから、これら幹部職員が入札談合等関与行為の再発防止に関してどのような考えを持って、どのように具体的な取組を行っているかということについて個別ヒアリングを中心に監査を実施した。

監査結果

●再発防止対策の取組状況について

各所長・副所長とも自らが、コンプライアンス推進の姿勢を見せることが重要であるとの認識の下、職員のコンプライアンス意識の醸成・コンプライアンス・ミーティング等のマンネリ化防止策等コンプライアンス推進計画に従った再発防止策の実施、発注者綱紀保持規定等に従った対応、また職員が問題を一人でかかえこまないよう風通しのよい職場づくりの構築等、法令遵守を徹底させるための取組に精力的に取り組んでいた。

(独自の取組例) ★「コンプライアンス五箇条」を所内で読み上げさせている。 ★全管理職に「コンプライアンス宣誓書」を提出させている。

(中部地整発注工事に係る不正事案への対応)

適正業務管理管が本局・各事務所を回って行ったコンプライアンス講習会において、高知県内における入札談合事案等と合わせて、その経緯等、発注者綱紀保持規程における報告義務・報告窓口等について詳しく講義を行ったが、各事務所ともその欠席者に対して、副所長等が再度講習会等を全員に実施した。また、事案発生時等にも記事・中部地整発注工事に係る不正事案に関する報告書等で所内周知するなど対応していた。

(風通しの良い職場づくりのための取組等)

各所長・副所長とも「風通しの良い職場づくり」が入札談合等関与行為の再発防止・コンプライアンスの推進のために非常に重要との認識をもっており、所内を回ったり決裁時に職員に積極的に話しかけるなどの取組をしているほか、「まず一つ上に聞くこと」を指導している例などもあった。

●職場環境の改善状況及び執務室への自由な出入りの制限・事業者等との対応ルールの徹底

各事務所とも副所長室の相部屋化、受付カウンタの設置、各執務室入口又は受付カウンタ等に入室制限文の掲示等をしており、執務室での挨拶は入口に限定し、また事業者等との対応も複数対応の徹底をしていた。しかし、一部の事務所で特定のOBが勝手に執務室に入ってきていたということがあり、これについて所課長会議及び職員へのメールで、発注者綱紀保持規程等による対応ルールと入室制限の徹底を所内に周知徹底していた。今後総務課で外来者を一元的に受付・入館証配付し、外来者を識別可能にすると共に、執務室入室ルールの周知を図ることとしている。

●業界団体、事業者との情報交換等について

各所長とも、事業者との対応ルールに従い、萎縮せずに情報交換等を図るように指示しており、業界団体との意見交換会・勉強会など、また入札不調原因の業界ヒアリングを積極的に行っている事務所もあり、各事務所とも業界団体又は事業者との情報交換を綱紀保持規程に則って適切に行っている状況であった。

事務所長の主な意見

●再発防止策の取組

(職員の意識の醸成) ・各所長とも、自らがコンプライアンス推進の姿勢を職員に見せることが重要であると認識。

- ・職員には不正行為に関与した職員には、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等ペナルティが科されることをしっかり認識させている。

(具体の取組)

- ・所課長会議でコンプライアンス違反報道を、その都度情報共有している。
- ・どのようなことも、報告も大事だがまずは相談するよう指導している。

●取組の結果に対する評価及び方向性

- ・職員のコンプライアンス意識の高揚に着実に寄与、また職場でコンプライアンス問題を気軽に話し合える体制・雰囲気構築に寄与している。
- ・所課長会議の規模が大きく、課員への伝達、指導のばらつきが心配。

●コンプライアンス推進計画についての負担、内容に疑義があること、また、マンネリ化の防止等、事務所独自の取組

- ・負担とは思っていない。新しく入ってくる職員もあり、高知事案が何で起こったかの経緯も含めて、ずっとやり続けなければならない。
- ・マンネリ化を防ぐことが重要だが、細部の議論に入り込むのではなく、基本事項を毎年しっかりと伝えていくことが重要と認識。
- ・副所長だけでなく、所長も各課で行うコンプライアンス・ミーティングへ参加している。

・支援業務員(みなし公務員)、管理職を対象に市場化テスト法、倫理法等の勉強会を実施した。

(疑義・意見等)

- ・コンプライアンスチェックなど、ひっかけ問題が多く、その答えも厳しい方に偏りがちである。
- ・局長からのメッセージに具体の不祥事案の内容が無いため伝わらない。
- ・倫理規定上問題ないにも関わらず、「国民の疑惑等を招く恐れがないように」と厳しい方にと安易にくるのはやめてほしい。

●業界団体とのやりとりについて

- ・事業者との対応ルールに則り、萎縮せず情報交換を図るよう指示している。
- ・事業者とは、所長・副所長とも総務課の応対室で対応しており、また、安全協議会等で事業者にも綱紀保持等の説明を所長が行っている。
- ・事業者の懇親会は複数での対応を徹底。コース料理等値段が明朗なものにしている。
- ・入札不調の解決は、業界と連携しないと解決できない。倫理規定を熟知し自分を守るために何が許されない行動がしっかり把握することを指導

●風通しのよい職場を作るための取組

- ・職場でコンプライアンス問題を気軽に話し合える体制・雰囲気づくりを推進している。特に何でも一人で決めずに、まず一つ上に聞くことを指導。
- ・時間内外に所内を頻りに回り、接することの少ない係長・係員への声がけを実施。所課長にも建前だけでなく本音も話すような会話を指導。
- ・毎週一回半日、何でも相談時間を設けて、誰でも相談に来れるようにしている。

●事務所の現状

- ・上司と部下職員との間で相談しやすい環境づくりができています。
- ・法令遵守等について、全職員一定の認識は醸成されていると認識。

副所長の主な意見

●再発防止策の取組

(コンプライアンス指導者としての意識と取組)

- ・コンプライアンス推進指導者として、事業者への対応について自ら範を示すとともに、報告、相談がしやすい環境作りが大切と考えている。
- ・一人で仕事をしない。させない。常にチームで仕事をすれば不正は起こらないと考える。
- ・過去の高知談合事案等の不祥事案について、活発に職員周知に努めて事案の風化防止に努めている。

(中部事案に対する対応)

- ・所課長会議で、中部地整の不正事案の報道時、それを周知するとともに「国家公務員の倫理保持のためのルール」「国家公務員の倫理と不正行為について」を所内回覧し、情報漏洩が守秘義務違反や官製談合防止法違反となることの注意喚起を行った。
- ・所課長会議で、中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書にて説明し、各職員に回覧又は配付を行った。

●取り組みの結果に対する評価及び方向性

- ・取り組みの成果は確実に出ており、職員の意識は高まっている。継続的な取り組みが必要。
- ・部下に対して「早めの気づき」と「コミュニケーション構築のための早めの声かけ」を管理職に呼びかけている。

●コンプライアンス推進計画についての負担、内容に疑義があること、また、マンネリ化の防止等、事務所独自の取組

- ・コンプライアンス・ミーティングの2課合同開催(ランダム)と事務副所長の一課3出張所への参加を実施。また毎月セルフチェックを記名式で提出(負担感のある意見)
- ・コンプライアンス指導者も含めた職員への負担をこれ以上増やさずにマンネリ化防止は厳しい状況である。

●風通しのよい職場を作るための取組。特にネガティブ情報がすぐによくなっていくような工夫等をしているか

- ・所課長会議を通じて、管理職にネガティブ情報が入ればすぐ話しを上げるよう指導している。
- ・部下に対して「早めの気づき」と「コミュニケーション構築のための早めの声かけ」を管理職に呼びかけている。
- ・できるだけ多くの職員に声を掛けたり、課に言ってコミュニケーションをよく取るなど、接することの少ない職員との信頼関係が築けるように努力。

●入札契約手続きの見直しと、情報管理の徹底等に取り組む中で、過度の事務負担となっていないか。

- ・慣れてきたといったところ。負担等云々言っていない状況である。
- ・情報管理の徹底を行うのであれば、当然の事務である。
- (負担感のある意見) ・手続きが複雑化しており、間違いが許されないため相当の知識と厳重なチェック、情報管理が必要である。時間と労力を要するため、課長以下かなりの負担になっていると考える。

●事業者等との対応は変わったか

- ・ほとんどが執務室前での挨拶程度となり、OBとの挨拶も世間話等がなくなり、手短となった。
- ・事務所が狭く、オープンスペースが確保できないため、ドアをオープンにして副所長室で複数人対応している。
- ・事業者との適切な対応が着実に出来ている。

- (問題点) ・OBの一部に執務室に勝手に入ってくる者がおり、所課長会議とメールで対応ルールの徹底をするよう指導するなどの措置をした。

4

監査意見

③引き続き、幹部職員は積極的に各課に足を運んだり、決裁に来た時に話しかけるなど、様々な機会を捉えて声かけをするなどして、個人で問題等を抱え込まないように、また特に事業者からの不当な要求があった場合に、それがしっかりと報告されるように引き続き職員とのコミュニケーションを積極的に図っていただきたい。

※更に、発注者網紀保持規程上の報告手続き、窓口については、日頃から職員にアナウンスしておくよう図っていただくと共に、まず何でも上司に相談するような意識の醸成に努められたい。

④発注に係る仕様書及び設計書の作成等をする課の執務室内に、事業者が勝手に入ってくるような事態が生じた場合は、事業者の執務室への入室制限の徹底等応接ルールを再度職員に周知徹底すると共に、該当事業者への再周知を行う等再発防止の措置を徹底するよう努められたい。

⑤発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、「オープンな場所以外の個室であっても、複数対応をするのであればドアをオープンにすれば対応は可能である。」と、発注者網紀保持マニュアルには記載されているが、仮に一人で対応する場合は、挨拶程度の短時間のものであっても、総務課等の受付カウンターでの対応等国民の疑惑を持たれないような所での対応をする必要があるため、再度認識の徹底をお願いする。

引き続き、事業執行のための情報収集、災害時の対応など業界団体、事業者等との情報交換等を行う場合は、複数人対応等定められた対応ルールに基づき積極的に意見交換等を実施していただきたい。

監査意見

入札契約に関しては、高知事案を受け、これまでも入札契約手続等の適正な実施並びに情報管理の徹底に取り組んできた。ところが昨年度、中部事案が発生したことにより、今後より一層、高知事案を風化させない意識を継続することが重要である。

⑩このためには、各事務所及び本局ともに厳格な機密保持・情報管理の徹底が必要であり、特に、発注事務に関する情報は、今後も文書等は施錠場所で保管し、電子データについては、フォルダにパスワード設定する等、情報取扱者以外の者が閲覧出来ないように制限をかける等引続き情報漏洩防止に取り組まれない。

⑪また、最近では、1者応札、不調・不落案件が多く、再発注のため職員への業務増加の要因となっている。各事務所とも解消に向け大変苦慮されているが、今後とも発注時期・工事規模等の検討や入札参加条件の見直し、関係業界等との意見交換を実施する等、各事務所において引続き効果的な取り組みを行っていただきたい。

今後も、高知事案を風化させないために、各事務所及び本局においては、日頃からの情報管理の徹底、複数者によるチェック体制、情報共有を図り常に国民目線を意識しながら業務に取り組んでいただきたい。